

平成29年度事業計画書

社会福祉法人 岐阜龍谷会
岐阜市黒野404番地1

目 次

- 1 社会福祉法人岐阜龍谷会事業計画
- 2 特別養護老人ホーム黒野あそか苑 基本事業要綱
- 3 ケアハウス黒野あそか苑 基本事業要綱
- 4 老人デイサービスセンター黒野あそか苑 基本事業要綱
- 5 ケアプランセンターあそか 基本事業要綱

1 社会福祉法人岐阜龍谷会事業計画

『基本理念』 **人としての尊厳を守り、自立的な生活を支援します**

『基本方針』

1 個人の尊厳

利用者の尊厳と、個人的真価の観念を尊重し、利用者との信頼関係に基づいたサービスの提供に努めます。

2 利用者主体

利用者の意思・選択の自己決定を最大限に尊重して、生きがいある暮らしの実現へ向け、誠実に対応します。

3 自立支援

利用者自からの可能性を最大限に発揮していただけるよう、お一人おひとりの生活の質の向上に努めます。

『社会福祉法改正』関係

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号、以下「改正法」という。）の公布による社会福祉法人制度改革に伴い、社会福祉及び地域福祉の増進、発展に資すことを目的として、以下のことを履行する。

【社会福祉法人制度の改革】

- ・ 経営組織の在り方の見直し（ガバナンスの強化）
- ・ 適正かつ公正な支出管理（財務規律の強化）
- ・ 事業運営の透明性の向上
- ・ 地域における公益的な取組を実施する責務
- ・ 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

(1) 施設経営

「サービス水準の向上と収支健全性の維持」を明示し、積極的に次の事業活動を展開する。

- ① 特別養護老人ホーム黒野あそか苑（介護福祉施設、短期入所介護事業、介護予防短期入所生活介護事業）
- ② ケアハウス黒野あそか苑（ケアハウス）
- ③ 老人デイサービスセンター黒野あそか苑（通所介護事業、介護予防通所介護事業、岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業）
- ④ ケアプランセンターあそか（居宅介護支援事業所）

(2) 理事会及び評議員会、監事監査の開催運営

改正法により以下のとおり開催運営する。

評議員会は、これまでの諮問機関から、理事等を牽制監督する役割を担い、法人運営の基本ルールや決算の承認などの最終決定を行う議決機関とし開催運営する。

理事会は、議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する機関とし開催運営する。

監事は理事の職務執行を監査し、監査報告を作成する機関とし活動する。

(3) 資産等の管理及び財産基盤の強化

基本財産・運用財産は、常に良好な状態で使用することができるよう善良な維持管理に努め、法人及び施設の健全な経営を維持するための資金を確保し、設備投資（環境に配慮した設備転換含む）に備え、財務基盤の強化に努める。本年度においては、本館の防水更新工事を実施し、利用者の住環境及び固定資産（苑舎建物）の経済的価値を向上させる。車両運搬具、器具及び備品等の更新取得については、予算書計画のとおり。

(5) 安全対策

日常生活動作（ADL）が自立できない利用者の多い施設であり、毎日の処遇に細心の配慮をもって快適で安全な生活の提供に努め、特に災害時においては、迅速に安全を確保するために、地域住民等の協力を得ながら、年2回以上防災訓練を実施する。また、設備等については、日々の点検はもちろん、必要に応じ修繕、更新することで安全に維持管理する。

(6) 人事考課制度等による組織力向上

人事考課制度等の職員育成のスキームを構築、拡充することにより、個々の職務に対する達成感、目的意識を喚起し、組織力の向上を図る。

2 特別養護老人ホーム黒野あそか苑 基本事業要綱

介護保険制度が利用者に理解され、施設を選択できるという権利意識の高揚を十分に理解し、「選ばれる施設」、「地域に根ざした施設」作りを目指したサービス提供を行う。利用者の機能維持回復及び家庭復帰を念頭に置いた介護はもちろん、基本方針に沿って安らかで快適な施設生活を送ることができるよう努める。

また、介護予防短期入所生活介護事業については、軽度者に対して自立支援の観点に立った効果的、効率的なサービス提供のため、次に掲げる事業を行う。

なお、居宅介護支援センター及び他の福祉事業者、在宅サービスとの連携を密にし、ケアマネジメントシステムの確立を図る。

(1) 基本事業

① 利用者介護・生活支援

- イ. 施設での生活を家庭生活の延長と位置付け、入浴時間・食事時間等に配慮するとともに、画一化したサービス提供とならないよう、個々の利用者のニーズに合ったサービス提供を行う。
- ロ. 地域で暮らす地域住民の一人として、施設での生活を楽しく生きがいのあるものとするため、別紙のとおり年間の行事を計画、実施する。
- ハ. 地域交流を利用者処遇に反映させるため、地域住民を含めた行事の実施、地域行事への参加、広報誌の配布等、双方向の参加型交流を深める。
- ニ. 介護サービス、介護予防サービスとともに、利用者の日常生活状況を把握し、ケアプ

ランに基づいた個別機能回復訓練及び機能低下防止に重点を置いた介護、支援を実施する。

ホ. 24時間のオンコール体制に加え、看取りに関する指針の更新整備を図り、重度化傾向にある利用者の介護体制の充実強化を図る。

② 感染症・事故対策

イ. インフルエンザ等の感染症及び食中毒等の発生を防ぐよう必要マニュアル等の整備及び周知の徹底並びに器具類の充実を図るとともに、医師及び看護師との連携のもとに介護活動を展開する。

ロ. 食中毒・感染症に関する委員会を設置し、その予防及び蔓延防止のための指針を整備するとともに、定期的を開催する会議において検討を重ね、常に新しい情報を介護員は勿論全職員に周知徹底を図る体制を構築する。

ハ. 事故の発生又は再発を防止するための委員会を設置し、事故防止のための指針の更新整備を図るとともに、ヒヤリハット集等を有効に活用する検討会を定期的、又は随時開催し、事故防止に向けた取り組みの一層の強化を図る。

③ 環境・設備整備

イ. 快適かつ開かれた環境整備を図る。ケアマネジメントシステムや、ケアプランの策定・モニタリング・評価の一連の組織的介護体制を確立する。

ロ. 人体に影響を及ぼす器具類を排除し、環境に優しい器具什器類の導入を図る。

④ 人材育成

イ. 利用者ニーズに合ったサービスを常にできる介護力を培うため職員研修として、OJT（職務を通じての研修）、OFF-JT（職務を離れての研修）、SDS（自己啓発援助）の3つの形態での研修を推進するとともに、ビハーラ本願寺等の本願寺派高齢者施設連絡協議会加盟施設を始め他の施設との人事交流を図る。

ロ. 食中毒・感染症の予防及び蔓延の防止並びに事故発生の防止に向け関連知識・技術を修得するため、施設内外の研修に積極的に参加させる。

ハ. 家族及び派遣相談員、様々な実習生の感想や意見を素直に受け止め、より良い介護サービスとは何かを追求してゆく。

⑤ 生活相談・介護相談事業等

イ. 入所者及び家族からの要望、苦情を広く受け付ける窓口、さらに利用しやすい工夫を加えるなど適切な対応を図るとともに、施設では解決が難しい場合には第三者委員を交えた協議の場を設ける。

ロ. 地域資源の一つとして地域の要介護老人を抱える家族からの相談も随時受け付け、その支援体制の充実強化を図りながら、地域とともに歩み続ける施設を目指す。

- ハ. 利用者（家族）が何を望んでいるのか、当人主体の思いや考えを収集し、施設独自のサービス、強調できるサービスを打ち出し、他の事業者との個別化に努める。

⑥ 食事

- イ. 管理栄養士を中心に咀嚼・嚥下・消化・吸収等の身体状況を的確に把握して、個別の栄養マネジメント計画に基づいた食事を提供する。また、歯科医との連携により嚥下困難者に関しても可能な限り経口摂取が継続できるよう努める。
- ロ. 楽しみながら喫食できるよう、季節感、行事食、選択食を取り入れるとともに、施設の大きな特徴の一つとして、介護食（ソフト食）の導入をめざす。
- ハ. 個人対応を実施する一環として、各グループによる少人数での行事や利用者が積極的に関わることのできる食事作りなどを定期的実施する。

(2) その他

- イ. 時代の流れ、利用者の要望に応え、より利用者主体の生活を提供するための研究・検討を重ね、その実施に向けた取り組みを具体化し実践する。
- ロ. 新たに法制化された介護サービス情報の公表制度や任意で受けることのできる第三者評価事業を積極的に活用するなど、常にサービスの質の向上、改善を目指す。
- ハ. 利用者も地域住民の一人として、できるだけ外出の機会や地域交流の展開を取り入れる。

3 ケアハウス黒野あそか苑事業計画 基本事業要綱

独立して生活することに不安があり家族の援助を受けることが困難な高齢者に安全かつ快適な生活ができるよう配慮された居住施設の提供を行い、自立した生活をするために適切かつ誠実な助言指導に努める。

(1) 基本事業

① 相談・助言等

- イ. 利用者の生活状況、家庭状況及び心身の健康状態について把握し、各種相談に応ずるとともに適切な助言に努める。
- ロ. 福祉行政機関、居宅介護サービス事業者等と十分な連携をとり必要に応じ、有効な関係機関等の紹介や手続きを行う。

② 食事

- イ. 利用者に適した食事を三食提供する。
- ロ. 食事の提供にあたっては、個人の嗜好及び食事時間等、利用者の希望に沿うよう楽しい環境に努める。

③ 入浴

- イ. 毎日入浴を行い清潔・衛生保持に努める。

- ④ 緊急時の対応
 - イ. 利用者の緊急時に対応できる職員体制の確立と関係医療機関との連携に努める。
 - ロ. 非常警報装置や放送設備の活用により緊急時の対応が迅速に行われるよう努める。
- ⑤ 在宅福祉サービスの活用
 - イ. 疾病、常時の要介護状態、収入の途絶等利用者が生活に困窮を生じた場合には、医療機関への連絡、家族との調整等所要の対応を図るとともに関連諸制度、諸施策の活用についても迅速・適切な助言指導を行う。
 - ロ. 利用者が個別の日常生活上援助及び介護を必要とする状態になった場合、外部の在宅保健福祉サービスの活用等について必要な指導助言を行う。
- ⑥ 保健衛生
 - 定期的に健康診断を受け、健康の保持、疾病の予防に努める。
- ⑦ 利用者の自立活動への協力
 - 利用者の生活が健康で明るく安らぎあるものとなるように必要に応じて利用者に助言を行うとともに、利用者が自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行う場合の協力を推進する。

4 老人デイサービスセンター黒野あそか苑 基本事業要綱

岐阜市内の長良川以北及び旧金華・京町校区を通常事業実施地域とし、在宅の要介護老人に対し通所介護サービス、要支援老人に対し通所介護予防または岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供することによって、利用者の自立支援、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とし、次のとおり事業を行う。

- (1) サービス提供日及び提供時間
 - ① 営業日 : 月曜日から土曜日(ただし、1月1日から1月3日までを除く。)
 - ② 営業時間: 午前8時30分から午後7時まで。
(サービスの提供時間は、午後9時から午後4時30分まで。)
- (2) 利用定員 月曜から金曜日までは25名、土曜日は15名。
- (3) 通常事業の実施地域 岐阜市内の長良川以北及び旧金華・旧京町校区
- (4) 通所介護サービスの内容
 - ① 通所介護計画の作成
 - 利用者の心身の状況、希望及び生活環境を踏まえて利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握し、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成する。

② 食事の提供

管理栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況及び嚥下^{えんげ}状態等に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供する。

③ 入浴

通所介護計画に基づき利用者の身体状況に応じて、一般浴槽及び特別浴槽により行う。

④ 健康チェック

血圧、脈拍、体温を必ず測定し、利用者の身体状況、精神状況等を把握、観察する。

⑤ 送迎

運転手に原則介護職員が付き添い、安全に心がける。

⑥ 相談及び援助

利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努める。

⑦ レクリエーション行事

- イ. 要介護老人に対し通所介護計画に基づき、利用者のADLの維持向上及び利用者同士の交流を図るため、レクリエーション等を提供する。
- ロ. 要介護老人に対し利用者の身体的及び精神的な健康維持向上のため、季節行事等を行い、苑周辺への散策等実施する。

⑧ 個別機能回復訓練

要介護老人に対し利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、看護職員による個別機能回復訓練を実施する。

⑨ 口腔機能向上サービス

要介護老人に対し利用者ごとに口腔機能改善管理指導計画を作成し、看護職員等による口腔機能向上サービスを実施する。

⑩ 栄養改善サービス

要介護老人に対し利用者ごとに栄養ケア計画を作成し、管理栄養士等による栄養改善サービスを実施する。

(5) 通所介護予防または岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの内容

① 通所介護予防計画の作成

利用者の心身の状況、希望及び生活環境を踏まえて利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握し、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護予防計画を作成する。

② 食事の提供

管理栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況及び嚥下^{えんげ}状態等に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供する。

③ 入浴

利用者の身体状況に応じて、一般浴槽及び特別浴槽により行う。

④ 健康チェック

血圧、脈拍、体温を必ず測定し、利用者の身体状況、精神状況等を把握、観察する。

⑤ 送迎

運転手に原則介護職員が付き添い、安全に心がける。

⑥ 相談及び援助

利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努める。

⑦ アクティビティ

要支援老人に対し通所介護予防計画に基づき、アクティビティ(集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練をいう)を行う。

5 ケアプランセンターあそか 基本事業要綱

(1) 基本事業・運営の方針

介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する。

- ① 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- ② 利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- ④ 関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)
事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。
- ② 介護支援専門員 2名(常勤兼務職員1名、非常勤職員1名)
指定居宅介護支援の提供にあたる。

(3) 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

(4) 居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料並びに実施地域

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- ① 利用者の相談を受ける場所は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行う。
- ② 使用する課題分析票の種類は、利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- ③ サービス担当者会議の開催場所は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において開催する。
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、月1回以上必要に応じて訪問するものとする。
- ⑤ モニタリングの結果記録は、1か月に1回実施するものとする。
- ⑥ 通常の事業の実施地域は、岐阜市、山県市、本巣市及び北方町とする。

(5) 運営についての留意事項

- ① 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備する。
 - イ. 採用時研修 採用後1か月以内
 - ロ. 継続研修 年4回
- ② 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- ③ 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後にもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- ④ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ⑤ 提供した指定居宅介護支援に対する利用者や家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置するなど、必要な措置を講じる。
- ⑥ 自ら提供した指定居宅介護支援に関して、市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力する。市町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- ⑦ 指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- ⑧ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人岐阜龍谷会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。